東北地区産科婦人科学会・医会連絡会規約

１．　本会は東北地区の各県の産科婦人科学会（以下、学会と略す）と各県産婦人科医会（以下、医会と略す）または各県支部の連絡をはかることを目的とする。

２．　本会は毎年２回定例会を開き、必要があれば臨時会を開くことができる。定例会は年度の前半期および後半期に各１回開催する。前半期は東北連合産科婦人科学会総会時に、後半期は２月頃に仙台市において開催する。

３．　本会の出席者は東北各県の学会から少なくとも１名、医会または各県支部から少なくとも１名とする。

４．　本会の構成員は以下とする。

学会側：東北６県から選出された日産婦学会理事・監事・代議員
東北連合産科婦人科学会学術集会長
各県の学会会長
日本産科婦人科学会地方連絡委員
日本産科婦人科学会名誉会員
日本産科婦人科学会功労会員
地方連絡委員が指名する若干名

医会側：東北６県から選出された医会理事・監事・代議員
医会会長または各県支部長
医会名誉会員
医会会長または各県支部長の指名する若干名

５．　本会は幹事若干名をおくことができる。

６．　本会は東北連合産科婦人科学会常任委員長および医会東北ブロック会会長が招集する。

７．本会の会議費は各県産科婦人科学会、医会または各県支部の負担金をもってあてる。

附則：本規約は昭和 46 年 5 月 23 日より施行する。
一部改訂　平成 23 年 6 月 5 日